

『筑前国続風土記』の写本分類について

『筑前国続風土記』（以下『続風土記』）は江戸時代から著名な地誌でありながら、未刊行であったことから写本が多く作られ、現在にも伝わっている。それらの写本には 30 巻本と 28 巻本の 2 系統が存在し、ここではそれぞれの特徴と、さらに両系統の細分類について概要を記す。

28 巻本と 30 巻本

『続風土記』提要の巻の冒頭には貝原益軒による和文・漢文の自序が収まり、文中には所々に年数や区所数が記されている。それを 28 巻本と 30 巻本で比較すると、28 巻本は益軒が『続風土記』編纂を始めて 16 年後、益軒 74 歳の元禄 16 年（1703）に成り、30 巻本はそれからさらに 6 年を経た、益軒 80 歳の宝永 6 年（1709）に成立したことが読み取れる。28 巻本が当初の献上本、30 巻本が改訂本にあたる。また提要の巻と「福岡博多及十五郡の記」が各 1 巻ずつ増えて、総巻数が 28 から 30 になり、収録する項目の数も 916 から 934 に増えたことが分かる。総巻数については実際に、28 巻本では提要と早良郡の巻が各 1 巻であったものが、30 巻本では各上・下 2 巻ずつになり、全 30 巻となった。

提要の巻に収まる「筑前五郡田畠高」（各郡の石高とその合計等）にも、**[表 1]** のように 28 巻本と 30 巻本で大きな違いが認められる。各郡の石高数が両者で異なるだけでなく、さらに 28 巻本は怡土郡の幕府領・唐津藩領や、夜須郡等の秋月藩・直方藩領を含まない点、28 巻本は粕屋郡が表・裏に分かれるが、30 巻本では「粕屋郡」でまとまる点、および合計部分の記載方法が大きく異なる。30 巻本の記載内容は「元禄郷帳」との整合が図られ、28 巻本から修正された。

各巻を構成する項目は 28 巻本には無く 30 巻本で出現するものが多く、以下に記す。「別館在所」、「焼塩地」、「国境小名」（以上、提要）、「長円寺」、「長福寺」¹（以上、福岡）、「今熊野社」、「妙音寺」（以上、博多）、「古薬師堂〈光明寺〉」（那珂郡上）、「弥長村」（那珂郡下）、「舍利倉村」（穂波郡）、「龍徳村」、「上新入村」（以上、鞍手郡）、「仙道」（早良郡下）、「水無」（怡土郡）、「柑子岳」（志摩郡）、「上秋月村城址」（古城古戦場・夜須郡）、「若松中嶋古城」（古城古戦場・遠賀郡）、「勝島城址」、「城浦古城」（以上、古城古戦場・宗像郡）、「丸山古城」、「草葉古城」（以上、古城古戦場・表粕屋郡）、「菰野白城」（古城古戦場・裏粕屋郡）、「白杵氏端城」（古城古戦場・志摩郡）。30 巻本で新たに加わるものもあれば、28 巻本では他の項目に含まれた記事が独立したものもある。

また怡土郡には福岡藩領のほか幕府領と唐津藩領があったことから、同郡の巻には福岡藩領とは別立てで幕府領（「公領」）と唐津藩領（「唐津領」）について記す。唐津藩主の転入封等に伴い、江戸時代を通じて領主の変遷があり、元禄 4 年（1691）には深江組の 6 か村（深江、淀川、佐波、堀、大入、真名子）と福井村の一部が幕府領になり、唐津藩領は鹿家村、吉井村、吉井浦、福井浦と福井村の一部となった。ところがこの所領変更が 28 巻本に

は反映されておらず、深江組の6か村等が唐津領として記載されている。これが30巻本では修正された。

このほか28巻本から30巻本で項目名が変わるものも寺社名や古城古戦場名に多く、記事の量が30巻本で大幅に増えるものも確認される(裏粕屋郡の「養孝院」(28巻本)と「梅岳寺」(30巻本)など)。本文記事では特に、28巻本から30巻本への改訂の機会に修正されたことが他史料から判明するものとして、提要のうち福岡藩が領内の神社に寄進した社領を列記した「国中社領」の「橋口天神」と、表粕屋郡「箱崎八幡宮」がある。28巻本の提要「国中社領」では橋口天神は無記載であったが、「続風土記改正」²つまり30巻本への改訂に伴って、30巻本には「一田畠数一町〈元禄六年／綱政公御寄附〉 橋口天神」が追加された。また表粕屋郡「箱崎八幡宮」の項では、豊臣秀吉が箱崎八幡宮の「本社」を本陣としたこと、および神幸の再興について福岡藩から江戸幕府に伺いを立てたことが「続風土記改正」に伴い加筆された。

30巻本の細分類

30巻本は大きく次の3系統に分類できる。

- [30イ] (竹田本³、全集本⁴、九博本⁵、宮書b本⁶)
- [30ロ] (竹田初本⁷、松浦本⁸)
- [30ハ] (早大a本⁹、宮書a本¹⁰、宮書c本¹¹、東大本¹²)

[30イ]は、最も完成本に近い一群である。その特徴は、まず、提要のうち藩内の領民総数および福岡・博多の町方と各郡の領民数を記した「国中人数」と、幕府領と唐津藩領を除く筑前国内の寺院総数および福岡・博多と各郡の寺院数を、宗派別の内訳とともに書き上げた「国中寺数」の福岡・博多・那珂郡の寺数が、[30イ]と[30ロ]・[30ハ]とで明確に異なる。さらに[30イ]の「国中人数」は秋月藩領・直方藩領分を含まないが、[30ロ]・[30ハ]は含む数値で、28巻本とも共通する。表粕屋郡「箱崎八幡宮」の項では、豊臣秀吉が「此宮の本社を本陣とし」たこと、および神幸の再興について福岡藩から江戸幕府に伺いを立てたことが明記される。また、3代藩主黒田光之の側に仕え、光之の没後に幽閉され獄死した福岡藩の家老立花実山(重根、1655-1708)に関わる記事で、実山が開創した博多の「東林寺」と、実山が隠居・出家後に閑居した那珂郡住吉の「松月庵旧跡」について、[30イ]では幽閉・獄死という実山の処分が影響し、実山との由緒は伏せられた。

[30ロ]は、「国中人数」の早良郡を23,777人とする点で[30ハ]と区別される。また「箱崎八幡宮」の秀吉本陣を「此宮の一境を本陣とし」として「本社」とは記さず、神幸の再興についても幕府への伺いを記さない。さらにこの神幸再興の記事について、多くの写本では特段の処理無く前後と文章が続くが、[30ロ]はこの部分を二文字下げして記す。益軒と竹田定直が神幸再興の記事の行頭を上げるかどうか議論を交わした史料¹³から、[30ロ]は28巻本から30巻本への改訂に伴う検討段階の状況を反映していると考えられる。

[30ハ]は、「国中人数」の早良郡を23,778人とする。「箱崎八幡宮」の秀吉本陣は「此

宮に神体いまた移りたまはさりしかは、本社を以て本陣として」で、28 卷本の一部と共通する。一方で神幸再興は幕府への伺いを記し、[30 イ] や 28 卷本の一部と共通する。立花実山と関わる「東林寺」については、[30 ハ] の中でも 28 卷本と同じく実山との由緒を詳述するもの（早大 a 本、宮書 c 本）と、東林寺自体の項目が消えるもの（宮書 a 本、東大本）がある。前者は実山が処分を受ける前、後者はその後に位置付けられよう。

そして 30 卷本諸本の成立順としては、[30 ハ]（早大 a 本・宮書 c 本）の祖本が最も早く、[30 ハ]（宮書 a 本・東大本）→ [30 ロ]（松浦本）→ [30 ロ]（竹田初本）→ [30 イ]（全集本・宮書 b 本）→ [30 イ]（九博本）→ [30 イ]（竹田本）の順序になると考えておきたい。

28 卷本の細分類

28 卷本は次の 4 系統に分類できる。

- [28 イ]（内閣内本¹⁴、内閣元本¹⁵、徳島本¹⁶、大和本¹⁷、宮書 d 本¹⁸）
- [28 ロ]（内閣朽本¹⁹、内閣農本²⁰、筑波本²¹）
- [28 ハ]（早大 b 本²²・国文本²³）
- [28 ニ]（九歴本²⁴、内閣教本²⁵、岩瀬本²⁶）

[28 イ] は、「国中寺数」のうち福岡寺数を 56、博多寺数を 44、那珂郡寺数を 45 とする。「箱崎八幡宮」の秀吉本陣は「此宮に神体いまた移りたまはさりしかは、本社を以て本陣として」で [30 ハ] と共通する。神幸の再興は幕府への伺いを記し、特に宝永 2 年（1705）に始まる音楽演奏を記すのは大きな特徴である。「松月庵旧跡」は [30 ロ]・[30 ハ] と共通する内容が追記され、且つ文末に「此記事先生の草書にあり。本書に用捨の事先生深き旨意有へし。」という、『続風土記』に採用するかどうか益軒の「深き旨意」があったという一文が付く。28 卷本のなかでも遅い段階に位置づけられるもので、宝永 2 年は確実に下る。また表・裏粕屋郡の巻次が提要の目録では巻 17 裏粕屋郡、巻 18 表粕屋郡だが、実際の巻次は 30 卷本と同じ巻 17 表粕屋郡、巻 18 裏粕屋郡という捻じれた状態になるほか、自序の語句にこの一群での共通性が認められる。

[28 ロ] は、「国中寺数」のうち福岡と各郡が宗派別の内訳数のみを記し、博多は記載がない。「箱崎八幡宮」の秀吉本陣は「此宮に神体いまた移りたまはさりしかは、本陣とし」で「本社を以て」を記さない。神幸再興も幕府への伺いはなく、音楽演奏の開始も記していない。宝永 3 年に始まる『続風土記』の改訂や、宝永 2 年の音楽演奏開始以前の早い段階に位置づけられる。さらに「松月庵旧跡」は [28 イ] に認められる追記部分加わる前であり、自序の語句は [28 ロ] 諸本での共通箇所が多く確認できる。自序の語句は、編纂過程で変更される以前の古い段階の 28 卷本における表記である可能性も考えられる。

[28 ハ] は、[28 ロ] と [28 イ] の間に位置づけられ、「国中寺数」のうち福岡寺数を 56、那珂郡寺数を 38 とし、博多寺数は記さない。「松月庵旧跡」は [28 ロ] と同じ古い段階の記述で、自序の語句でも [28 ロ] に近い要素がある。「箱崎八幡宮」の秀吉本陣と神幸再興

は、[28 イ] に共通するもの（早大 b 本）と [28 ロ] に共通するもの（国文本）がある。早大 b 本は表・裏粕屋郡の巻次でも提要の目録と実際の巻次とも 30 巻本に共通する。

[28 ニ] は、「国中寺数」では [28 イ] と共通する。「箱崎八幡宮」の秀吉本陣では岩瀬本が [28 イ] と、九歴本は [28 ロ] と共通し、さらに神幸では九歴本・岩瀬本とも [28 ロ] と共通する。「松月庵旧跡」は [28 ロ]・[28 ハ] と共通する。

28 巻本諸本の成立順としては、まず [28 ロ] → [28 ハ]（国文本）→ [28 ハ]（早大 b 本）→ [28 イ] が想定できる。[28 ニ] は他系統との関係の理解が難しいが、[28 ハ] に並行する時期に位置づけておきたい。

『続風土記』の編纂・改訂経過と写本系統

以上の写本系統の分析から編纂・改訂の経過との関係について [表 2] に示す。各系統の祖本の年代観とともに、特に [28 ロ] が、どのような内容であったか分かっていない元禄 16 年完成本に最も近いと考えられることを指摘できる。

¹ 竹田本は「長福寺」（竹田初本）を「大通寺」に修正する。早大 a 本は「長円寺」・「長福寺」が無く、さらに「古烏警固両神社」・「烏飼八幡宮」・「水鏡天神」「若宮社」の項目名に別当寺を記さない。

² 貝原益軒書状（9 月朔日付、竹田定直宛）（九州史料刊行会編 1957『九州史料叢書 13 益軒資料 4 書翰集（上）』25-26 頁）。

³ 大野城こころのふるさと館所蔵。福岡藩儒竹田家旧蔵本。『福岡県史資料』続第 4 輯で昭和 18 年（1943）刊行。

⁴ 『益軒全集』巻之 4 で明治 43 年（1910）刊行。昭和 48 年（1973）復刻（国書刊行会）。

⁵ 九州国立博物館所蔵（収蔵品番号 zz9012）。

⁶ 宮内庁書陵部所蔵（函架番号 165・327）。

⁷ 大野城こころのふるさと館所蔵の竹田本に一部確認できる、竹田定直による修正前の本文。

⁸ 松浦史料博物館所蔵（図書類 乙 1-828）。

⁹ 早稲田大学図書館所蔵（請求記号 ル 04_00011）

¹⁰ 宮内庁書陵部所蔵（函架番号 164・953、土産考は 165・47「筑前土産志」）。

¹¹ 宮内庁書陵部所蔵（函架番号 陵・1059）。

¹² 東京大学総合図書館所蔵（請求記号 鷗 J30:330）。

¹³ 九州大学附属図書館所蔵竹田文庫「書状」（貴重資料 421920、益軒書簡/31 巻/131）。

¹⁴ 国立公文書館所蔵（内閣文庫、請求番号 176-0049）。内務省旧蔵。

¹⁵ 国立公文書館所蔵（内閣文庫、請求番号 176-0059）。元老院旧蔵。

¹⁶ 徳島県立図書館所蔵（阿波国文庫、請求記号 ア 219L/カイ）。

¹⁷ 大和文華館所蔵（函架番号 7 5905~5914）。

-
- 18 宮内庁書陵部所蔵（函架番号 165・248）。
- 19 国立公文書館所蔵（内閣文庫、請求番号 176-0046）。朽木綱泰旧蔵。
- 20 国立公文書館所蔵（内閣文庫、請求番号 176-0053）。農商務省旧蔵。
- 21 筑波大学付属図書館所蔵（請求記号 ネ 326-1）。
- 22 早稲田大学図書館所蔵（請求記号 ル 04_00375）。
- 23 国文学研究資料館所蔵（請求記号 MX-391-1）。
- 24 九州歴史資料館所蔵（伊東尾四郎文書）
- 25 国立公文書館所蔵（内閣文庫、請求番号 176-0051）。教部省旧蔵。
- 26 西尾市岩瀬文庫所蔵（函番号 67-85）。

【参考文献】

一瀬智「『筑前国続風土記』の写本分類についての試論」（『九州歴史資料館研究論集』51、2026年）

[表1] 28巻本と30巻本の「筑前十五郡田畠高」

28巻本（早大b本）※	30巻本（竹田本）
<p>那珂郡 4万2466石5斗余 早良郡 4万5095石7斗余 志摩郡 4万3793石9斗余 怡土郡※※ 1万8394石余 表粕屋郡 4万0303石2斗余 裏粕屋郡 2万3196石3斗余 席田郡 9084石3斗余 御笠郡 3万7474石余 夜須郡※※ 1万1903石余 下座郡〈福岡領〉1万5136石余 上座郡 2万5596石余 嘉摩郡〈福岡領〉1万9808石余 穂波郡※※ 2万9467石5斗余 鞍手郡〈福岡領〉3万4692石余 遠賀郡※※ 4万7627石7斗余 宗像郡 5万6258石余 福岡領都合 田畠高50万299石8斗8升余 内畠高9万319石9斗9升余</p>	<p>那珂郡 3万4367石2斗4升9合 早良郡 3万8698石2斗6升9合 志摩郡 3万6096石1斗9升8合 怡土郡 4万3674石1斗9升6合9勺 粕屋郡 5万2897石8斗9升4合 席田郡 8719石9斗1升 御笠郡 3万2535石2斗2合 夜須郡 3万7481石4斗8升8勺 下座郡 1万8933石6斗7升5合 上座郡 2万1205石7斗2升4勺 嘉摩郡 4万914石9斗6升1合9勺 穂波郡 3万2635石9斗8升3合6勺 鞍手郡 5万9025石6斗3升2合8勺 遠賀郡 4万9283石4斗9升3合6勺 宗像郡 5万511石5斗5升3合 合55万6981石4斗2升 此内6312石8斗1升9合 村居新田高加ル 村数1366内〈756本村 610枝村〉此内20新田村 右之外村居無之新田 5万石 都合60万6981石4斗2升 内 52万9412石8斗1升9合 福岡領 此内 47万3100石 福岡領御朱印高 6312石8斗1升9合 同領村居新田 5万石 同領新田直方分地 〈綱政弟黒田伊勢守長清領之〉 5万石 秋月領 〈忠之弟黒田甲斐守長興分地子孫代々領之〉 3484石8斗2升6合 唐津領 〈今土井氏領之〉 2万4083石7斗7升5合 公領</p>
<p>※28巻本のうち九歴本は数値や記載方法が30巻本と共通する。 ※※怡土・夜須・穂波・遠賀郡も福岡藩領分の石高。</p>	

[表2] 『続風土記』編纂・改訂経過と写本系統の関係

年代		写本系統
元禄1	1688	[28口]
元禄14	『続風土記』編纂開始 2月『続風土記』中書開始（損軒日記略、居家日記 [※] ） 7月中書了（損軒日記略、居家日記）	
元禄15	1702 4月末永虚舟『続風土記』清書開始（居家日記）	
元禄16	1703 11月『続風土記』献上（28巻本）（損軒日記略）	
宝永1	1704 1月古野氏と鎌田昌生に『続風土記』について話す（居家日記）	
宝永2	箱崎八幡宮神幸の音楽演奏始まる（続風土記）	
宝永3	1706 4月『続風土記』改訂の命あり 8月 [史料2・5] ? 9月 [史料3] ?	
宝永4	1707 5月黒田光之没 9月立花実山隠居・出家	
宝永5	1708 6月立花実山幽閉 11月立花実山没	
宝永6	1709 9月『続風土記』最終献上（30巻本）	

※「損軒日記略」は九州史料刊行会編1955『九州史料叢書5 益軒資料1』、「居家日記」は同1956『九州史料叢書10 益軒資料3』に所収。